

# 新型コロナウイルス感染症対策 幸田町版 緊急支援メニュー 一覧

町民向けの支援策をご案内します。  
皆様の生活を支援するため、様々な支援策が日々更新されますので、町のホームページ等で発信していきます。

## 個人が利用できるもの(1)

生活支援	①新生児特別給付金・おむつ等購入補助券	給付	国の特別定額給付金（一人一律10万円）の給付対象とならない令和2年4月28日から令和4年4月1日までの間に出生した新生児（転入者を除く）を対象に、一人につき5万円の新生児特別給付金及び1万円分のおむつ等購入補助券を支給します。（申請書は出生届提出時などで配布、出生日の翌日から2か月以内に申請） 支給時期：給付金は随時指定口座へ振込み、補助券は4か月児健診時に支給	問合せ先	町住民課、健康課 ☎内線121、183
	②子ども一人につき5万円の支給 ※令和3年度住民税が非課税の世帯等 （国の低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金）	給付	【ひとり親世帯】 (1)令和3年4月分の児童扶養手当受給者の方 4月30日給付済 (2)公的年金等の受給により令和3年4月分の児童扶養手当の支給を受けていない方 (3)新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変するなど、収入が児童扶養手当受給者と同じ水準になっている方 ※(2)(3)は申請を受け付け、5月28日から順次口座へ愛知県から振込み  【ひとり親世帯以外の世帯】 令和3年3月31日時点で18歳未満の児童（特別児童扶養手当の対象となる児童の場合、20歳未満）を養育する父母等のうち (1)令和3年度住民税（均等割）が非課税の方 7月27日給付済 (2)令和3年1月1日以降の収入が急変し、住民税非課税相当の収入となった方 ※(2)は申請を受け付け、8月10日から順次口座へ幸田町から振込み	問合せ先	町こども課 ☎内線133
納税猶予	③新型コロナウイルス感染症の影響により税金が払えない	猶予	新型コロナウイルス感染症の影響により、町税の納付が困難である場合は納税を猶予する制度があります。 徴収猶予：新型コロナウイルス感染症に納税者（家族を含む。）が罹患された場合のほか、新型コロナウイルス感染症に関連するなどした場合。 申請による換価の猶予：新型コロナウイルス感染症の影響により、町税を一時に納付することができない場合。	問合せ先	町税務課 ☎内線165
学費支援	④家計が急変し、学費が払えない学生のために	支援	大学、短大、高等専門学校などに通う学生が対象になります。 ※家計急変後の年間所得見込み額でも申請可能 【貸与型奨学金】無利子：目安収入 800万円まで 有利子：目安収入1,100万円まで 【給付型奨学金】世帯収入の目安（例：私立大）と年間給付額 295万円 → 自宅通学 46万円 下宿生 91万円 395万円 → 自宅通学 30.7万円 下宿生 60.7万円 461万円 → 自宅通学 15.4万円 下宿生 30.4万円	問合せ先	日本学生支援機構 奨学金支援センター ☎0570-666-301

# 新型コロナウイルス感染症対策 幸田町版 緊急支援メニュー 一覧

## 個人が利用できるもの(2)

住宅支援	⑤ 離職等で住宅を失った・失うかも	給付	住宅確保給付金 給付額：4万6,600円を上限として、世帯の人数や収入に応じて支給額を計算 給付期間：原則3か月（給付金は県から家主に直接支給）	問合せ先	町福祉課 ☎内線154、155
------	-------------------	----	--	------	--------------------

生活支援	⑥ 生活の維持ができない	貸付	緊急小口資金（特例） 貸付上限：10万円（特別な場合は20万円） 措置期間：1年以内 償還期間：2年以内	問合せ先	幸田町社会福祉協議会 ☎0564-62-7171
	⑦ 生活再建までに資金が必要		総合支援資金（特例） 貸付上限：15万円（単身）、20万円（複数）を原則3月以内 措置期間：1年以内 償還期間：10年以内		

その他暮らしの相談	① 運転免許証の有効期限の延長措置申請	相談先	① 愛知県警察本部交通部運転免許コールセンター	電話番号等	☎052-800-1353
	② 労働・雇用に関する相談		② あいち労働組合支援プラザ労働相談コーナー		☎052-589-1405
	③ 新型コロナウイルスに関する相談		③ 受診・相談センター（西尾保健所内）		☎0563-54-1299
	④ 消費生活相談		④ 消費者ホットライン		☎188